

北九州市いじめ問題専門委員会条例

○北九州市いじめ問題専門委員会条例

平成26年6月25日

条例第42号

改正 令和4年6月27日条例第16号

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)

第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、北九州市いじめ問題専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 法第1条に規定するいじめの防止等のための対策に関すること。

(2) 法第23条第2項の規定による報告に係る事案に関すること。

(3) 法第28条第1項に規定する重大事態に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 特別の事項(前条第3号に掲げるものに限る。以下同じ。)を調査審議させるため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する。

(令4条例16・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(令4条例16・一部改正)

(委員長)

北九州市いじめ問題専門委員会条例

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、及び議決をすることができない。

4 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(令4条例16・一部改正)

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (令和4年6月27日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。